住所　北海道小樽市緑１丁目６番８号
　黄真由　平成４年５月１日生
住所　東京都江戸川区西一之江３丁目40番６―601号
　劉希瑶　平成４年10月26日生
住所　茨城県日立市東成沢町３丁目３番３―102号
　劉翔　平成３年２月27日生
住所　大阪府東大阪市寿町２丁目１番17号
　李光信　昭和52年12月19日生
住所　大阪市中央区北浜２丁目１番９―1203号
　金恵子　昭和59年４月２日生
住所　大阪府高槻市浦堂３丁目14番23号
　金聖子　昭和55年９月11日生
住所　大阪市生野区中川西２丁目23番６号
　白利行　昭和61年１月27日生
　白章成　昭和62年５月５日生
住所　福岡市博多区金の隈３丁目５番11―203号
　朴浩康　昭和54年８月31日生
住所　山梨県富士吉田市上吉田4351番地
　呉彪逸　昭和44年９月10日生
住所　岐阜市長良２丁目130番地
　金鍾吉　昭和10年２月28日生
　朴成子　昭和13年９月６日生
住所　東京都豊島区駒込２丁目16番２号
　金芳実　昭和58年４月26日生
住所　東京都豊島区駒込２丁目16番２号
　金詩明　昭和60年３月７日生
住所　大阪市西淀川区御幣島６丁目３番33号
　梁和子　昭和57年８月22日生
住所　大阪府吹田市片山町２丁目10番東７―404号
　文愛子　昭和61年８月14日生
住所　大阪市東淀川区上新庄３丁目13番16―6111号
　金龍一　昭和51年２月６日生
住所　大阪市生野区巽南５丁目２番41号
　張裕子　昭和57年１月25日生
住所　埼玉県越谷市谷中町１丁目122番地１
　厳道子　昭和16年６月16日生
住所　大阪府茨木市大池二丁目32番10号
　李正子　昭和25年12月20日生
　呉敬一　昭和60年12月26日生
住所　東京都世田谷区梅丘２丁目23番12号
　金宣弘　昭和51年１月６日生
住所　茨城県土浦市都和１丁目14番26号
　フランシスコ・ロドリゲス・パムプローナ　昭和40年10月４日生
　イーヤン・ケイト・リナトック・パムプローナ　平成８年１月21日生
　セット・フランシス・リナトック・パムプローナ　平成９年６月12日生
　アンドレー・ミゲル・リナトック・パムプローナ　平成13年４月７日生
住所　岡山市北区野田屋町２丁目２番16号
　鄭梨恵　平成元年６月３日生
住所　東京都中央区八丁堀３丁目２番３―203号
　趙聡　昭和50年10月11日生
住所　川崎市中原区上平間564番地19
　黄政榮　昭和17年10月２日生
住所　山口県防府市岩畠１丁目５番35号
　鄭理明　昭和57年７月21日生
住所　茨城県つくば市花畑３丁目５番地３
　朴絵里　昭和62年12月28日生
　朴杏里　平成３年10月２日生
住所　東京都調布市調布ケ丘４丁目８番地２
　朴京介　平成元年９月12日生

○外務省告示第三百十八号

平成二十四年一月二十八日に東京で、日本国及びロシア連邦の国民に対する査証の発給手続の簡素化に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、平成二十五年十月三十日に効力を生ずる。

平成二十五年十月三十日

外務大臣　岸田　文雄

日本国及びロシア連邦の国民に対する査証の発給手続の簡素化に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定

日本国政府及びロシア連邦政府（以下「両締約国政府」という。）は、

両国の国民の間の友好及び相互理解の進展を基礎として両国間の関係を深めることを目指すことを確認し、

それぞれの国の国民が他方の国に渡航するための最も良好な環境を確保することが、両国の国民の間の友好的な交流の促進及び両国間の経済上、文化上、科学上、人道上その他の関係の堅実な発展のための重要な要素であることを確信し、

両国の国民に対する査証の発給手続を相互主義に基づき簡素化することにより人的交流を促進することを目指し、

査証の発給手続の簡素化が不法な移住をもたらすものであってはならないことを確認し、また、国の安全及び公の秩序に特別の注意を払って、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定に定める査証の発給手続の簡素化は、両国の法令又は両国間で効力を有する国際協定に基づいて査証の取得を免除されていない両国の国民に対して適用される。

2　この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国政府が他方の国の国民に対して査証の発給、自国への入国又は自国における在留を拒否する権限を制限するものではない。

3　いずれの一方の国の国民も、他方の国に在留している間、当該他方の国の法令を遵守しなければならない。

第二条

1　いずれか一方の国の外交使節団及び領事機関は、当該一方の国に入国することを希望する他方の国の国民であって次の(a)から(f)までのいずれかに該当するものに対し、有効期間が三箇月までの一次入国査証又は有効期間が三年までの数次入国査証を発給する。

(a)　商業活動を行う目的で派遣される者及び商業団体の代表者

(b)　教育的、科学的、芸術的その他の文化的活動に参加する者

(c)　国際的なスポーツの行事に参加する者及び専門家の資格でその者に同行する者

(d)　個別の事案の取材活動に従事するため短期間渡航する報道関係者

(e)　姉妹都市の間の公式の交流計画に参加する者

(f)　一方の国に適法に居住する他方の国の国民の配偶者及び二十一歳未満の子（「一方の国に適法に居住する他方の国の国民」とは、当該一方の国の法令に従って九十日を超える期間在留することを許可されている他方の国の国民をいう。）

2　1(a)から(e)までに規定する者に対する数次入国査証については、査証を申請する者が過去一年間に他方の国の査証を取得し、かつ、当該査証を当該他方の国の法令に従って使用したことがあり、及び数次入国査証を申請する理由がある場合に限り、発給される。

3　1に規定する者の受入国における在留期間は、次の期間を超えることができない。

(a)　一次入国査証については、九十日

(b)　1(a)から(e)までに規定する者に発給された数次入国査証については、百八十日の期間ごとに合計九十日

(c)　1(f)に規定する者に発給された数次入国査証については、当該者を招請する者の在留期間を超えない範囲で、それぞれの入国の日から九十日

4　1に規定する者に対する査証の発給のための申請には、次の文書を必要とする。

(a)　1(a)から(c)までに規定する者については、当該者を招請する受入国に所在する法人若しくは団体又は受入国若しくはその地方の公の機関からの書面による要請

(b)　1(d)に規定する者については、当該者の渡航の目的を証明する当該者の受入先となる法人又は団体の発行する文書

(c)　1(e)に規定する者については、当該者を招請する姉妹都市の長又はその代理からの書面による要請

(d)　1(f)に規定する者については、当該者を招請する者からの公証された書面による要請及び親族関係を証明する文書

5　4(a)、(c)及び(d)に規定する書面による要請は、次の情報を内容とする。

(a)　招請される者については、氏名、生年月日、性別、国籍、職業、住所、旅券の番号並びに渡航の期間及び目的

(b)　招請する法人及び団体については、正式の名称、住所、登記に関する情報並びに当該要請に署名した者の氏名及び役職

(c)　招請する者については、氏名、生年月日、性別、国籍、職業、住所及び旅券の番号

(d)　1(f)に規定する者については、当該者を招請する者からの公証された書面による要請及び親族関係を証明する文書

6　4(a)、(c)及び(d)に規定する書面による要請は、次の情報を内容とする。

(a)　報道関係者については、氏名、生年月日、性別、国籍、職業、住所、旅券の番号並びに渡航の期間及び目的

(b)　受入先となる法人及び団体については、正式の名称、住所、登記に関する情報並びに当該文書に署名した者の氏名及び役職

　両国の外交使節団及び領事機関は、必要な場合には、招請する者、招請する法人及び団体又は受入先となる法人及び団体に対し、4に規定する文書に次のものを追加するよう求める。

(a)　招請される者又は報道関係者の在留日程

(b)　招請される者又は報道関係者が受入国の法令を遵守することの確認